

如墨委面考

藤田元春

班固の著した漢書地理志が、支那歴代の地志の白眉で、其記事の精確であることに就て、今更喋々する必要はない。處がこの地理志燕地の條下に、

夫樂浪海中有倭人。分爲三百餘國。以二歲時來獻見云。

といふ文句があり、支那の正史に始めて倭國が記されるので古くから我國學者の問題となつてゐる。さうしてこの倭について、左の如き注記がある。

如淳曰、如墨委面。在帶方東南萬里、

臣瓚曰、倭是國名。不謂用墨。故謂之委也。

師古曰、如淳云、如墨委面、蓋音ニ委字ニ耳。此音非也、倭音一戈反、今猶有ニ倭國。

魏略云、倭在帶方東南大海中。依山島爲國。度海千里、復有國皆倭種。

劉敞曰、夫字宜屬ニ上句。

とかやうに漢代から唐代へかけて、多くの學者の問題ともなり注解ともなつたので、倭とは大凡日本

國を指したものだといふことは明となつた。けれども如淳の如墨委面に就いてはどうも容易に讀みこなせない。何の事だか不明なまゝに多くの歲月がすぎた。

そこで恩師内藤湖南博士は、明治四十年六月藝文誌上に倭面土國考(讀史叢錄第二章)を出されて、久しく説く能はざりし委面がやゝ明なるを得た。今先生の所論の要點を概記すれば、

昔晉政友が漢籍倭人考に於て、後漢書東夷傳、安帝永初元年倭國王帥外等獻生口百六十人願請見とあるを見、安帝紀には、永初元年冬十月倭國遣使奉獻、通典には永初元年倭面土地王帥外等獻生口と記し、北史には安帝時又遣朝貢謂之倭奴國と出てゐて種々變はつて同事が記されてゐるとのべ、さてこの倭國、倭面土、倭奴何れが正しいのか、抑倭とは全國の總稱であり、面土地は師外の住める國名と思はれるが、此の面土地をいかに讀むべきにや、此に當つべき地名など今は聞えず、或は字の誤でもあらうか、帥外帥外いづれが正しきやと疑つたのに對し、博士は其該博な考證を傾けられ、今日通典には數板あるが、今見る所いづれも倭國王であつて倭面土とは記されてゐない。しかし唐類函邊塞部倭國の條に、通典をひき倭面土地王と記し、松下見林の異稱日本傳にも通典をひいて同様の記があるから、倭面土と記した板は昔に存在したであらう、處が圖書寮に藏されてゐる北宋板通典を見たところ、明に倭面土國王と出てゐるから、倭面土地よりも倭面土國と定むべきであるとなし、後漢書にも、倭は元は倭面土であつたと見ゆとて日本書記纂疏に藤原兼良は我國の十三名を擧げ、二三倭面國、此方男女皆倭面文、身故加面字、呼之東漢書曰、安帝永初元年倭面上國王帥外等云々とも出てゐる、上は土の誤であらう。又釋日本紀開題にも「後漢書云、孝安皇帝永初元年冬十月、倭面國遣使奉獻。注曰倭國去樂浪萬二千里、男子

皆隸_レ面文_レ身。以_レ其左右大小_二別_二尊卑之差_一と出てゐるが、前者は東夷傳の文であり、後者は安帝紀の文である。従つて古く日本に傳はつた後漢書には今の後漢書と異なり、通典に近いものがあつたであらうとのべ、竿頭更らに一歩を進めて

倭面といへる語に近い一證として、漢書地理志の如淳の如墨委面を引き、この委面は後漢書の倭面ならんと斷じ「かく倭面土、倭面、委面皆同一なりとすれば、倭面、委面は略稱にして具さには倭面土といふべきこと又疑ひなし。倭面土とは果して何國を指せる。

余は之を耶馬臺の舊稱としてヤマトと讀まんとする也、倭の音は顏師古之を一戈反_マ、_今音_ミとし、委紆詭反、於詭切_ミ、_今音_ミとなすも、是れ古今の音變を無視したるもので、古音同一なりしこと詩の小雅に周道倭遲とあるを、通雅には委蛇、委迤、委移等と連呼聲義一であるといひ、爾雅正義の注にも其證がある、故に委に古へ_ミの音ありと斷じられた。即ち委面はヤマと訓み、倭面土と同じだとのべられてゐるのである。」

しかし筆者は唐の顏師古ともあらう人が、(一千年以前)委と倭と古へ同音であることを知らぬ筈はないにも拘はらず、態々委と倭との別を注記したのであるから、倭面土はヤマトと讀むことが當然だとしても、委面を直ちに同じくヤマだとするのは、やゝ論理の飛躍にすぎはしないかと考へる。

内藤博士は臣瓚の注記を明に不謂用墨、故謂_二之委也_一と訓讀されてゐるが、果して先生は、それで讀めたとしられたのであらうか。「墨を用ひるといはないから之を委といふのだ」ときかされて釋然として義理が通じる人は、よもやこの世にはあるまいと考へるがどうであらうか、如墨委面の四字を書

紀纂疏の考のやうに、黥面文身だから面字を加へたとすれば、これは如墨委面とでもよまねばならない。しかしたとへ墨を面に委するが如き國だと讀んだとしても、墨を用ゆとは謂はず、或は墨を用ふの謂ではないと讀むでも故に委也といふては、猶更義理は通じない、面字を加へた理由も明にならない。自からこゝでは、この注記の讀み方如何によつて、問題の決をとるべきではなからうか、然るに博士は曰く、

「如淳の注は如墨と委面との二國が帶方の東南萬里にありといふ義にて、即ち本文の倭人に下せる細説なるに、臣瓚既に、たび誤りて没分曉の語を添へ墨字を黥面の義と解してより、顔師古は之を訂せんとして再び誤を重ね、如淳が委面の委字を倭字の音として注せりといひしより、如淳の注は全く其本義を晦ますに至れり、此委面は蓋し亦後漢書通典に見えたる倭面國なるべく、如淳は馮翊の人にして魏の陳郡人たりしといひ、其公孫氏以後の地名なる帶方の東南といふより考ふれば、大抵魏略と同時の記載と覺ゆれども、如墨といふ地名の魏略に見えず、距離の算定も少しく違へるを見れば魏略とは別に其聞せる所を傳へたるならん。こゝに如墨といふは魏志に投馬國といへるに當るべきか。亦以て如淳の傳聞せる所が、魏略と其の辭を異にせることを推すに足る。」

と論斷されてゐる。即ち先生が委面を倭面土と同じ國名だと見られたと同時に、如墨をも國名と考へ、投馬でもあらうかと推論されたのは、正に前人未發の達見であるが、果して臣瓚は博士云ふ所の如く、黥面の義と解して用墨の句をこゝに用ひたのであらうか、距離の算定も果して先生述ぶる所の如く違つてゐるのであらうか。

もしも臣瓚は倭面を委面と記したと同じ筆法で、同様に漢字を借りて如墨といふ地名を現はしたものだとするならば、さうして博士は投馬トマにてもあらんかと推察する位であるならば如墨、委面いづれも黥面に關係した文字でなく、たゞ單に地名の漢譯で日本で所謂萬葉假名ではないか、臣瓚は勿論さうした音を漢字によつて現はしたゞけで、最初から黥面などは毛頭考へてゐなかつたとすれば内藤博士のこの一段の論難は、臣瓚としては全く意外な云ひがかりである、全くの冤罪であると思はれる、内藤博士の文をいかに熟讀玩味しても瓚の細注を讀んで然る後に推理されてゐるとは見えない。或は却つて内藤博士の讀み誤ではなからうかといふ疑さへも生じる。蓋し、精確な史論をするためには、典據が正しくなくてはならぬと親しく先生に教へられた筆者は、その當時から常に之を服膺すると共に、典據は正しく讀まなくてはならぬとの教をも受けた記憶に生きてゐる。故に敢て先生のこの讀誤かと思ふ點を指摘することにする。これ實に先生の教に忠實な所以であるからである。

筆者は思ふに、この如墨も、委面も、用墨もすべてが同一發音を漢字に借り、我萬葉假名の如き用ひ方で地名を現はしたものでないか。故に不謂用墨と讀むのは誤である。不謂用墨トと讀むべきであると主張する、さうしてこの讀方は同僚文學士加藤盛一君にたゞして漢書地理志のこの場所をどう讀むかと聞いた際、加藤君は最初に不謂用墨と讀むだから、君はさやうに讀んで意味がわかるかと聞いたが、わからないとの答を得たから、これは用墨で、如墨と同じ語だと思ふがと語つたところ、

卓を叩いて快哉を叫ばれた、さうしてこゝはいかにも不謂用墨ではない。不謂用墨と讀むべきである、それでよめたといはれた。さうして左様によむ事は決して漢文の文典にもとらないと語られた。附記して感謝の意を表する。

筆者はそこでこの如墨と委面と用墨はいづれもヨモに近い讀方をもつことを信じ、こゝにその理由を開陳する。

まづ第一に筆者はこの注を左の如くに讀む。正しく讀めさへすれば、義理自ら通ずる筈である。(和譯文にして記す)

如淳曰く如墨委面は帶方東南萬里に在り(この里程は譌でない)臣瓚曰く、倭は是れ國名也、用墨と謂はず、故に之を委と謂ふ也(註 委字は倭を略したるならん)

師古曰く如淳の云ふ如墨委面は、蓋し委字を音にするのみ。此音非也 倭音一戈反、今猶倭國有り、魏略に云ふ倭は帶方東南大海中に在り。山島に依りて國を爲す、海を度る千里、復國有り皆倭種、

とかやうに讀むのが正しい。用墨はヨモで、臣瓚は如墨委面、とかくべき所をわざと用墨と書きかへて兩者の讀方を示めたのである。しかるに博士は墨を用ふると讀まれたから、毫釐の差千里にして、却つて博士をして没分曉の語を並べしめたのではなかつたか。

如墨について博士は投馬^{トモ}? と考へられた、しかし如は邦音ジヨ又はニヨ、集韻には若也とある般若^{ベンニヤ}のニヤ。支那音ヨ(yu)又は(ye)である、墨は邦音ボク北京音メ(me)南京音モ(moh)であるが中國辭典に密北切、音默とある、漢書東方朔列傳にも張晏曰、穆音默とある、古くモの音がある、故にトモでなくてヨモである。委は邦音キであるが、於僞切又は邕危切音透であつて、やはり(ミ)ヨで如とひとしい(ジヤイルス参照)面は邦訓オモ、邦音メン、支那音メン(men)又はミイ(mie)であるから、或は内藤博士の如くヤマと讀まれないことはない。しかしこゝではヨモと讀むべきであらう。臣瓚は之を委といふ也と記して偏を略してゐるけれども、師古の注する所に従へば、倭^ヤ字にかへて委^ヨとするは非也である。従て委面はヤマでなく、同じくヨモと讀むべきであつたと考へる。

用は邦音ヨウ支那音ヨアオ。(yiao)である、如、又は委の^ニ音に通ずる。故に用墨も亦ヨモである、臣瓚はわざと如字を用字にかへてまで注記して、今はヨモとは謂はぬ、委面^キでない、故に今は委ヤマトと謂ふ也と注した。これは内藤博士の考説の通り、委と倭と音が通ずる、故に瓚は平然として倭字の代りに委を用ひた、しかしこの故に委と謂ふ也と記した委は實は倭と記しておけばよかつた、ところが前に如淳の如墨、委面の字があるので、これに引かれて委と謂ふ也とかいた、従つて臣瓚の文は不明瞭になつた、如墨をヨモとは讀んだが、委面^キの方は故意でなく、つい偶然に倭面^ヤと混同してしまつた。

そこで師古は後に出で、如淳の云ふヨモ、ヤモはいづれも委字を音にするのみである。しかし臣瓚のごとく委から直ちに倭に轉じて、倭を委とすること此音非也である。倭は一戈反でヤである。今も猶倭國といふて、ヨモとは謂はないとまづかやうに説明したのであつて、師古は博士云ふ所の如く再び誤つてゐるのではない。

かやうに筆者は、この三學者の注を讀下して、これが正しい譯である。さうしてかやうに讀むことによつて、必しも黥面の義と解するに及ばない、或は古代アイヌ人などの中には、黥したのもあつたかもしれないが、倭人に黥面の俗があつて尊卑を別つたなどいふことはなかつた、纂疏の説は魏略にのせた南方會稽の傳記に牽かれたものである。勿論この細注には最初から黥面の義はない。さうしてかく讀むことで、古への三學者の述ぶる所歴然として明に、互に扞格するところのないことが知られる。従つて博士述ぶる所の如く臣瓚は必しも没分曉ではなかつた、委の古音と倭の音と通すること位は、凡そ一千五百年も前の漢人であるから、勿論既に之を知つて之を混用したのであると思はれるのである。

三

果して然らば倭面土は即ちヤマトであるが、ヤマトといふ名が先方に知られるに先つて如淳に記録されたヨモ、ヤモはどういふ事實を語るのか。

勿論古語であつて現代にそれが同様に使用されてはゐないが、欽明紀十六年百濟王聖明が殺されたことを上奏した際、蘇我臣が問訊して「聖王妙に天道地理をさとり、名は四表八方に流り」といつてゐる、即ち聖明王の名は四表八方即ち世間によく知れてゐるといつたことに聞えるが、或はこゝで其名は「日本國中」にしけりといつた意味で、ヨモヤモといつたかもしれない、則ちヨモ、ヨモ又はヨモヤモ、それで全日本を意味する語であつたかと考へてもよかりさうである。勿論ヨモヤモのこの欽明紀の使用法は、現代語で四方八面の話（注出雲の方言では古代と同じく今日でもヨモ、ヨモと連呼する）などといつて、世間話をする意味に用ひるのと同じく、ヨモ、ヤモは世間といふことに理解される使用されたとみて差支へぬ。しかし如墨委面と記した地名當時は、ヨモは地名であつた筈である。ヨモといへばそれが日本の何所かをさした語であり、ヨモ、ヨモといへば或は全日本だと解される時代があつたとみえる。そこで後に轉訛してヨモ、ヨモ（出雲の方言）のごとく又はヨモヤマといふ語が出来、今日では原義から離れて世間といふことになつたのであると考へる、何れにしてもヨモヨモといつた時代にヨモはともかく我國の地名の一であつたと見なくてはなるまい。換言すれば日本を形つくる山島の一つに或は二、三の島にヨモと呼ばれた土地があつたのではないか。

古事記諸冉二尊の國土形成の條に

ツギニ、イヨノフタナノシマ、ミヒトニシテ、オモコツアリ、オモコトニナケリ
次生伊豫之二名島、此島者身一而二有面四、每面有レ名、中略次生筑紫島、此島亦身一而有三面四、每面有レ名

といふ文句がある。本居翁はこれは四國一島の義である、身といひ面といふは三子島兩兒島などともいひ、山に頂、腹、御富登などともいふ類であるとし、人體になぞらへた語で、面といふのだと説明してゐるが、事實果していかゞであらうか。萬葉二に讚岐國者云々日月與共、滿將行、神乃御面と歌つてゐる場合、やはり神の面と歌つたのだといふのは牽強にすぎる、これは後の世ならば神の御國と歌はねばならない場合である。思ふに國とか郡とか(注 この二字いづれも郡といふ漢字が渡來したから、其漢音から邦訓クニとなつた、隋書倭人傳に軍尼と記す)いふ漢字が渡來しなかつた以前に於て、ある行政区を古代は面といつたのではないか、人身に比べたといふのは、一面字に拘泥した漢籍よみの癖であつたとみられる、元來オモといへば人身に關した語であつたかもしれないけれども、こゝでオモといへば郡といふ程の別の意味を有したであらう、故に面の數が多くなつて、四面といふ地名が出来る、假令ば國が四つだから、四國といふ名が現存するやうに、五つの面があればイツモ(出雲)又はイツミ(和泉)などいふ地名が出来ないとは限らぬ。出雲は雲の騰り立つのをみられて八雲立つの歌を唱はれたから出雲といふのだと本居翁なども解してゐるけれども、雲には毛の音はない。古來の説は雲といふ漢字にひきずられた疑があるから、吉田東伍博士は出雲の名義不詳だと述べられてゐる。イツミも泉があるからだといふのは、泉字に引かれた地名解釋である、勿論良泉によつてこの名が起る場合もあるであらうが、格別に泉も川もない土地でこの名の國があれば、いかゞかと思はれる。思

ふにイヅモ、イヅミは恐らく五^{イッモ}面からの轉訛ではないか、三^ミ面(攝津箕面)、二^ニ面(越前^{フタオモテ}の二^ニ面)などの例もあれば、六^{ムツモ}面からの轉ともみられる六^{ムツモ}實が千葉縣に現存する。そこで多くの面^{オモ}があるといふ意で八^{ヤモ}面といふ呼名も出来るべきであつた。(附記参照)

かやうに面といふは人身の面といふ意味の外に別に後世^{クニ}の國を意味する語で、國土の一定區域を現はす語だとすれば、諸冉二尊出生のはじめ、湊母陀流神、阿夜訶志古泥神といふ二柱の御名義でも、オモは即國で、國土充足の神と解釋されて好都合である。在來の説の如く、もしこの神に至つて面が足つたと説明すれば然らばこの神よりも前の四柱の神々は面が揃つてゐなかつたのであるかといふ疑問に答へなくてはならぬではないか。阿夜訶志古泥神も書紀には惶根尊、亦曰吾屋惶根等、亦曰吾忌檀城尊、亦曰青檀城根尊とある、アヤは必しも感嘆詞ではなく、吾屋^{アヤカシ}檀城^キで、屋^ヤ及び城^キにかゝる御名ではなかつたか。つまり面足るは國が足つた、やがて吾屋^{アヤ}をつくり城^キをつくる、そこで諸冉二尊がそのつぎに生れ給うたと解すべきではなからうか。

四國はさうした面^{オモ}なる國が四つあつたから之を古へヨモと名づけたらしい。何となれば其總名伊豫のイは發語で、本義はヨである。即ち四面(イヨモ)の約と見られるからである。

(註) 古事記に伊豫之二名島とある、二名の意は本居翁の云ふが如く二た並びであらう、この島は東からみても西からみても、北からみても、南からみても二た並びだ、萬葉六に土佐の國と刺並之國をいふ、サシナミといふ

も二た並の意でつまり四國の形からでた形容である、持統紀、三年秋、伊豫の總領は四國兼官の由に見えるのも古い習慣であるらしい、つまり伊豫も四であり、二並びも四である、國造本紀に、伊豫は小市、怒麻、風早、久味の四國と出てゐるから、伊豫の國自身で既に四面でもある、要するにイヨのヨは四面のヨであつて、立入信友の云ふごとく愛比賣のエの轉訛ではない。

故にこれを伊豫といふのも、イは接頭語で實はイヨモ即四面の約であるのだ。處が筑紫も亦身一つにして面四つ有りといふ場合に、本居翁の人身論を以てすれば、同じ論理が通らなくなる、こゝで筑紫のヨモは筑紫と豊と肥と熊襲の四面である、さうして初めから薩摩は數へられない。これをいかにすべきか、肥の國でも、面を人面だとすれば、解釋が出来なくなる。それは本居翁も「肥の國を其一つに取れり、然るに國の圖を考ふるに、肥前と肥後とは海隔りて地接かず、正しく二つに分れたれば、面一つには取がたき國形なり」と説かねばならなかつた。しかし古へ九州の地に四つの面(國)があつて、其全體か、もしくは北方の一部を統一し總稱してゐたとすれば、九州がヨモであつて差支はない、勿論國形を考へる必要もない。恐らく今日でも四國といふ總名があるやうに、四國は四面又はイヨと呼ばれ、九州も亦昔は四面といふ名で呼ばれてゐた時があつた、そこで如墨、委面といふ名が彼に通じたのではなかつたか。

ヨモといふ古代地名が歴史に明記されてゐる一つの實例がある、それは古事記の黄泉比良坂者今謂

出雲國之伊賦夜坂也といふ記事である、之を黃泉として死者出入の所と解するは、本居翁云ふが如く漢籍をよむ人の癖である。事實古く出雲國意宇郡に伊賦夜坂があるが（八東郡揖屋）、そこがヨモツヒラサカであつた、ヨモの國への坂であつた、出雲風土記には宇賀郷には北海の濱に黃泉之坂、黃泉之穴があるともあつて中海の沿岸、島根半島など、昔はヨモといふ地名であつた、故に今も夜見ヨミが濱の名が残る位であるから、或は出雲イツモ（五面）以前にヨモといふ名が無かつたとはいへない、但しこの場合中海南岸揖屋までをヨモといふのと、四國をヨモといふのとは地形上いさゝかの差がある、しかし島根半島を最初にヨモ又はヨミといつたとすれば、南に中海と宍道湖があつて、四方に海があるから四面である、出雲風土記を見ると、有名な國引の傳説に、八東水臣津野命の引かれた國は、支豆支キヅキ、狹田タ、闊見クラミ、三穗ミホの四塊である、四つの國である、即ちヨモである。これに出雲の中心である宍道中海の南にある意宇郡の平地を合すと五面イツモとなるであらう。かやうに考へて、古く島根半島はヨモであつた。

大言海をみるとヨモといふ邦語には四海の意がある、島であるならば、獨り四國九州と限らないで、ヨモたらざる島は無い。故に古語のヨモヨモは、多くの島島シマジマといふ程の意とも考へられる、しかしそれでは或一地方の固有名詞イヨなどと同一視することは出来ぬ、従つてまづ面オモを國の義に解し、國の古語オモの數によつてミノモ（攝津）といひ、ヨモと名づけ、イツモと呼び、更らに多數になつて

ヤモ(八面)と呼んだ、恰も島々から大八島オホヤシマといふ國名が出来たやうに、最初はオモ、それからヨモ、さうしたヨモ、ヨモが本州に統一されてヤモといふ風にかはつてきた。故に委ヨでなく倭ヤを以て表現する時代に進んできた、即ちヤモといへば國全體であつた。

現にアイヌ人は日本及び日本人をシヤモ Shammo といふ。バチエラーの字典に、シは接頭語で大又は眞を意味する、即ちシヤモとは大なるヤモで、之を漢字に書けば大倭即ち大和である。アイヌがいつからさういつたかはしらないけれども、ヤモといふ古語のあつた時代に大和をさしてシヤモと呼ぶに至つたとみて差支はないであらう。

日本人が自らをヨモといつた時代もあつたらしい疑がある。武烈紀二十一年に信濃國男丁ヨボロを發すと記されてゐるが、これは膺ヨボロで、脚力を役するからの名だと言海に出てゐる。けれどもこれもどうやらをかしい。思ふにヨボはヨモの轉で、ヨボロはヨモロである、ロは意味を持たぬ接尾語である、或はラとも通ずるからヨモロ、ヨモラといふのは即ち我等といふ語に近いことゝなる、やがて丁をヨボロといつたのではなかつたか。

古事記で見ると九州の中薩摩はヨモの中に入らない、古くはヨモの外にあつたと見える。そこで北方の肥後や熊襲をさして、其山地をヨモとでも呼んだらしいが、今日では山中の猿をヨモといふ方言があるとの事である(徳重文學士談)。アイヌのシヤモと薩摩の猿の方言ヨモといふのと合せ考へて、

倭人は外からヨモと呼ばれたと見て差支がないではないか。果然如墨、委面といふ萬葉假名で、彼土の記録に現はれたと見るべきであらう。

四

處がこのヨモ、ヨモは帶方東南萬里にありとある、魏略の時代に朝鮮や日本の里は、今日の尺度とちがつて非常な大數で出てゐる、この事に關してさきに岩波講座の拙著「日本歴史地理」に於て倭人傳の道里をのべ、魏略の里數の四十分一が恰も現在の日本里に近づくことを論じ、周尺に基くであらうと推論したことであつたが、その意見は今日も猶變はつてゐない。従つて魏略の里數はさうした尺度の差であるとして見る時には殆ど誤がない、獨り魏略の記録のみでなく、日本紀、崇神紀に任那者去筑紫國二千餘里とあるのも全く同じ尺度であるので、この二千里を四十分の一に見つもと今日の五十里で、いかにも唐津又は博多から金海までは五十里である、そこでこの帶方東南一萬里も今の日本里に換算すれば二百五十里となるのであるが、帶方郡治を臨津江口か又は黃海道にあつたものとして、その海岸から一萬里即ち二百五十里東南、即ち帶方から全羅の沿岸を下り對馬、一岐をへて唐津又は九州に來るものとする。と丁度二百五十里に近い、もしも全羅から耽羅をへて一線瀬戸内に入ると二百五十里で、安藝又は伊豫即ちイヨモの國に達する、もし之を出雲だとすると三百里位に延びる。即ち一萬二千里といふことになるのである、そこでこの一萬里といふ數字から之を地圖の上に案ずれ

ば、ヨモ、ヨモは恐らく九州、四國といふことになるであらう。對外的に九州又は四國、或は中國のヨモが最も早く交通しはじめたと考へられる。しかしこの際ヨモはまだ全日本でなかつた、やがて多くの面が統一されてヤモといふ名が本州に出来て、轉じてヤマトとなつた、ヤマはヨモよりも面が多い意であり、トは處の義であり、土である(大言海參照)。従つて倭面土といふ漢字は正しく日本で大和をしめすこと、アイヌのシヤモと同意である、従つて倭國は倭面土の略であるとすれば、當然大和朝廷時代の名を語るものであつて、既にヨモではない。

故に支那人が倭を以て日本を呼んだ時代は既に本州に大和朝廷が出来てゐて、多くのヨモは統一されてゐたと見るべきである、またさうした理由で漢代に臣瓚は倭國也用墨ヨモといはず、故に之を委ヤといふ也と記してゐるのである、後になつて委と倭との音がかはる時代、唐の師古になつて、も一度委と倭との別を明にし魏略の倭國と古代のヨモとは若干の差があるとのべたのである、再び誤つたのではなく、再び之を確認してゐるのである。

蓋しこの事は當然で、魏略の時代は西暦二百三十年魚豢が輯めた實錄のあつた時であり、倭國から何回となく魏へ使者が通じたのみでなく、魏からも我國へ使者が來た、神功皇后の四十年、魏の正始元年に建忠枝尉梯携が來た位であるから、道里も明にされるされてゐた、即ちこの時はヨモ、ヨモの古代ではなく、既にヤマト(大和朝廷)が出来て、王化やうやく本州に盛んなるの時代であつた。

魏略に曰く、山島に依つて國を爲すと、いかにもその通である、海を渡つて千里復國あり皆倭種とある、これもその通であつた、何となれば右の尺度で、千里はその四十分の一で今の二十五里、即ち大和から東へ二十五里、海を渡るとは伊勢の海を渡ることである、古い支那で出來た日本圖には伊勢の海と琵琶湖とで、本州を二分してしまつた地圖がある位で、この伊勢の海は餘程廣く考へられて書かれたものである。そこでこの海を渡ると千里にして國ありとは、三河遠江にあたる。そこも亦皆倭種である、いかにも遠江からさきには蝦夷がゐて、まだ王化に従はなかつた、かくて大和朝廷は東は遠州を限り、西は畿内、中國、四國、九州等疇昔のヨモを統一して、山島に依り國を爲してゐたので、舊唐書には其國界東西南北各數千里、西界、南界咸至大海。東界北界有大山爲限。山外即毛人と斷じ、三河遠江以北、以東は嘗て日本でなかつたことを記してゐるのである。

(註 但し渡海千里について後漢書に自女王國東度海千餘里至狗奴國雖皆倭種而不屬女王といふ文があつて魏志とちがつてゐるのであるが、これは狗奴國をこゝに記したゞけ、後漢書の誤であると信じる。魏略の本文には狗奴國は女王國の南とあつて、東とは記してゐないからである。)

してみると魏略の、この度海千里有國皆倭種といふことは、景行天皇の御世、日本武尊東征以前の大和のことを記したもので、崇神天皇頃の實録であると見て、我國史の告ぐる所と扞格を見ないことになるであらう。(橋本増吉氏、日本上古史研究、狗奴國の問題參照) そこでかやうに漢書地理志の

細註を讀むことから推して、倭人の交通は大和朝廷の交通である。本居翁などの考へたやうに（馭戎概言）耶馬臺は熊襲で其酋長が神功皇后の赫々たる英名を利用した詐りの使といふやうな議論をはじめ、伴信友の九州説或は近藤芳樹の耶馬臺は肥後の山門郡だといふやうな多くの類似考は正に訂正されるべきではなからうか、拙著日本歴史地理に於て、耶馬臺は大和で、日本であるといふことを述べた際に、筆者はまだ漢書地理志の細註には及ばなかつた。こゝにこの小論考をものして、従前からの愚考を更らに強く認めやうと考へ江湖の是正を仰ぐのである。

附 記 (一)

四面といふは、面オモといふ行政區を意味する原義に數詞の加はつたものだと思へたが、其例は日本に甚だ多い。たとへば城キといふ古語を幹詞として一支イ（壹岐）又は一ツ木ヒト（因幡、筑後、三河、武藏）二ツ木ニ（美濃、三木、播磨、加賀）御木ミキ（紀伊）三毛ミケ（紀伊、筑後）三木本ミキモト（河内）四木ヨキ（能登の與來、餘喜）五木イツキ（肥後伊都岐）伊月イツキ（阿波）伊筑イツキ（遠江）などがあり一色イツシキ（伊勢、三河）も五つ磯城イツシキの意であり、六木ムキは阿波の牟岐、美濃の務義又は武儀、肥後の麥島ムギの例をとるべく、七木ナツキは七次（相模）八木ヤギは丹波、淡路、下總などに存し矢木ヤキ又は養宜ヤキとも書かれ、九木は志摩の九鬼クキ、筑前の洞クキ、肥後の久木クキ、或は但馬で久々比ククヒと延べた名となり、十木トキは美濃の止岐トキ、武藏の都幾トキ、伊豫の十城トキといふ名に出てくる。かやうに各地に散在する地名のうちで、七次のやうに七驛家の意でナ、ツギとでもいひ、又は、麥のやうに植物名か

らの名とも見えたり、一本松、二本松、三本松などの地名のやうに城キでなくて、事實木から導かれたのもあるかもしれないけれども、同時に城キといふ古語で、其土地にあつた富豪の大家屋キ(城)の數から起こつた地名がないとはいへまい。

かうした數詞による地名は後日になると、奥州の一ノ戸シチノヘから、七戸ヘチノヘ、八戸ヤチノヘ、九戸クノヘなどいふ地名に轉用もされるし、一日市ヒトイチ(備前)、二村フタムラ(讃岐)、十村トナラ(常陸)などといふ名詞にもなる。

人類の居住區域に於ける、小字とか、大字とかの聚合の數によつて、自から數詞を加へることゝなり、そこで城キとか磯城シキなどの古語に一から十までの數によつたかと思はれる地名が今に傳承されたやうに、國とか郡といふものが公稱されると、またまたこれを用ひて山國ヤマクニ(丹波、其他)とか郡コホリ(河内、古保里)郡山(大和)郡元(薩摩)などの地名が出來たわけである。

従つて面オモといふ行政區が昔にあつたとすれば、これも亦この語を根幹として、數詞の形容をもつた地名の多くが出來て、それが今日に傳はつてゐる筈である。本論中に若干さうした意見をしめしておいたけれども、ここに多くの例證をあげて、ヨモが確實に古への地名であつたといふ援證にしたい。一面、ヒトモ、ヒトミ、又はヒトツモと讀み、ヒツメとも轉じて、人見(武藏)、日語(陸中)などの名が現存する。

二面、これはフタモ、又はフタオモテと讀まれ越前に今二面フタオモテがある。延喜式には二尾フタメとあるから、昔

はフタモと呼んでゐた筈である、^{フタモ}二見大和、播磨、肥後、佐渡も多くはフタモの轉であらう。

三面、ミオモ、又はミツモ、攝津の箕面、筑後の三潞^{ミツマ}などがある、箕面を水の尾の義といふ説があるが、たとへ山に尾があつても水の尾とするのは窮した解であらう。伊豫の三間、阿波の美馬、加賀の三馬、いづれもミツマの轉でやがて美作(三面坂)ともなつた。三尾(三保)などもミオモからの變化であらう。

四面、ヨモは甲斐に四方津^{ヨモツ}がある。出雲に黄泉平坂^{ヨモツヒラサカ}がある。土佐では與津^{ヨツ}といつてモを略してゐる。イヨがヨモの轉であらうことは既述した。

五面、イツモが出雲の原義であることは既述した、豊後に五馬^{イツマ}がある。遠江に伊摩^{イツマ}がある、伊波(出雲)といふのもイオモ、イモからの轉であらう。

六面、ムツモとよめば六實(千葉)となる、ムモとよめば武茂(下野)となる、備中の有漢、佐渡の禹武ともかはる。ムツモのモを略して陸(ムツ)といふ名も出来る。陸奥をミチノオクの轉約だといふ在來の説はをかしい、吉田博士の云ふ所の如く(地名辭典)、ミチといふ單稱がないからムツと承けるべき理由がない。思ふにミチからムツになつたのではない。蓋し永承中阿部頼良この地によつて王命に服せず、東鑑には阿部氏の領土を奥六郡^{ウチムツ}と記す例が多い。即ち伊澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手の六郡である、故にこの六郡からムツの名が出たであらう、ムツ郡^{ムツ}といふ意で、古くムツ

モといつた名残かとも考へる。

七面、ナ、モに近い地名は肥前の奈摩^{ナマ}である、ナ、オモのモがとれると七尾^{ナナヲ}(能登)に轉すること二尾の例とひとしい。思ふに那波^{ナハ}(播磨)奈半^{ナハ}(土佐)の如きも、このナナモ、ナナマの轉であらう。

八面、ヤモ又はヤマはヤマトの原義であると云へるが、今日では山といふ字に引ずられて解される地名が甚だ多い、その中で筑後の八女^{ヤメ}、陽咩^{ヤメ}、盤城^{ハシ}の矢目^{ヤメ}などは古意をのこしてゐるのかとも考へられる、河内の八尾^{ヤヲ}も亦このヤモの訛ではないか。

九面、日本人は八を以て數の極であると考へたから、九面は後になつて出來たかもしれない。盤城^{ハシ}の九面^{コソツラ}は九浦^{コソツラ}ともかいて、地形が九つに分れてゐるといふ意をしめしてゐる、車尾^{クツモ}(伯耆)といふは九面^モらしい。越前の杓見^{クツミ}もクツモであり、安房にもこの地名が現存する。

十面、トモといふ地名は鞆^{トモ}(備後)伴^{トモ}(安藝)友^{トモ}(信濃)などにあつて或は大伴氏領などの名から起つたかとも考へられる、けれども十面からの轉かとも見られる、百目木^{ドウメキ}(岩代)といふのもトホマと城^キとの合成名詞であり、陸前の登米^{トホマ}は十面^{トホマ}の訛の如くに見える。吉田博士は夷語だと考へられてゐるらしい。アイヌ語で Tomak, Toman は沼地の名で登米郡の地形に適するから、或は十面^{トモ}ではないであらう、八面を數の極とする御國ぶりであるから、九と十とは筆者も確言は出來ない。

以上略述した各地の地名の、外にも猶同様の而して轉訛せるものは更らに多いことゝ信ずる。何分

古語だから意味が他の借字によつて變はつてゐるところも多いことゝ信じる。しかし吉田博士の地名辭典をさがしても、名義不詳とするされたものの多くの中に摘記したこの多くの地名があつた。

オモも古の城キと同じく地名に數詞の形容を以て用ひられてゐるとすれば、四面を四國の意に、五面を五國の意にあつることは無稽でないと思ひ、くだゞしいけれども、こゝに其の例をあげて識者の一餐に供することにしたのである。

附 記(二) 倭國と倭奴國考

そこで當然考へねばならないことは、後漢書倭國傳にある、

建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬、安帝永初元年倭國王帥升等獻生口百六十人願請見。

といふ一段の文句の倭奴國及びその記事についての疑問である。内藤博士は後漢書のこの文句は必しも魏書によつたものでなく、魏書に洩れてゐるものをのせたもので、著者宋范曄の頃にはまだ魏略があつたものと述べられてゐるし(卑彌呼考、設史叢錄)、猶又橋本增吉氏の日本上古史の研究も、翰苑殘缺本の中に倭人に關する魏略の記事が述べてあつて、魏志と魏略との關係も愈明に、それと後漢書との比較も出來て内藤博士の意見は肯定されてゐるのである。

そこでこの倭奴國を何とよむべきかといふ問題が出てくる、前章詳述した通り、唐の顏師古の説に

従へば委と倭とは音がちがうのである。委はヨである。委面といふ國名で彼に交通したが、後に倭となつた、後漢書の倭國、倭面土、倭面、いづれもヤマトであるが、しかしこの中元二年の倭奴國は倭國ではない、本文に記されてゐる通り倭國の極南界也である、當然倭面土(王師升の名も出てゐる)ではない、そこでこの文は三宅博士の讀まれたやうに倭の奴國と讀むべきで古への難縣、即ち博多であるといふことに決定しさうである。しかしこれに先つて天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟中から漢委奴國王印といふ金印が出たので、國人青柳種麿の後漢金印略考が出で、天明七年に皆川愿が「漢委奴國印記」を世に問ひ、ついで伴信友は文政に中外經緯傳を著し、青柳説又は淇園説を祖述して、後漢書の本書にはこの金印の如く委奴國と書たりけむを、早く前漢書、魏志などに倭と云へるにより、人篇の脱たるならむと推量して、范曄がさかしらに倭字に改めたのである、しかしこの委はイであるから怡土である、和名鈔(筑前國怡土_止)といふ説があり、この金印の委奴は魏志に「伊都國」としるしたものだと解してゐるのであるが、其後稻葉君山氏に至つていかにも委奴と倭奴と同一である。いづれも倭面土で、單に聲の緩急の差があるのみだと解し去つたところ、内藤博士も亦これに賛意を表されたのである。(考古學雜誌 一卷十二號)

しかしこゝに大なる疑問がのこるのは奴といふ字の音は稻葉氏の考證もあるけれども、我國の古代では一般に漢音のやうに_ニ又は_ドとは讀まなかつたことである。現在でも Giles によれば_ニ又は_ニ

である。古い集韻には奴故切で音磬と出てゐる。邦音で磬はド(暖五切)であるから、或は奴をドとも讀めぬことはないけれども、古くから奴故切ヌの方が有力であり、邦字のぬは奴の略である。さうして同時記録の魏略をみると奴字のついた我國の地名は甚だ多い。奴國(儼縣ナノクニ)彌奴(ミス、美濃)姐奴(ツヌ又は角野)蘇奴(園又は左奈)鬼奴(鬼國又は桑名)烏奴(大野又は穴國)などすべて魏略を讀解せんとする學者は奴字をヌ又はナに當てて、萬葉假名にしてゐるのであるから、同じ魏略時代に記された地名の二である委奴を見て、これは倭奴である、ヤマトであるといふことは論理的に飛躍しすぎる。幸に倭奴丈けは明になつたとしても、多くの他の奴字は却つて不明にならざるを得ない。ミスやミトなど、國名にすることはをかしいやうに、勿論委奴はイドとよむべきではない、萬葉讀みにすればイヌ又はイナであるから、魏志の伊都國とはちがう、それと同時に委にヤの音があるとすればヤヌ又はヤナ? と讀むべきであるから勿論倭奴でもないことゝなるであらう。

筆者は天明に出土したといふ金印そのものに關して伴信友の中外經緯傳に關する議論考説をみるに、腑に落ちないことがある。曰く、天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より漢委奴國王と銘ある黄金の印を掘出したるを、國人青柳種麿が考に、此印は後漢書東夷傳に、建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國極南界也光武賜以印綬とみえたる時の印也とのべ、倭奴字はもと委奴とあつたのを後漢書の范曄がさかしらに改作せるものならんと臆斷し、倭奴は怡土である、怡委の音、開合異なれども、

さばかりの混はあるべき也とのべて、福岡人岡崎勝海が模して添へたといふ鈕圖と印鑑をそへて、質黄金、方七分八厘、厚三分、高四分重廿九錢蛇鈕とするしてゐるが、これは實に天明七年（出土後三年目）に皆川淇園の寫した漢委奴國王印記の圖と全くひとしいものであり、後に菅政友氏は漢籍倭人考にもやはりこの説をうけて、天明四年二月廿三日滋賀島百姓甚兵衛、凌村渠掘取一巨石、石下累石爲柱、中安一金印とのべ（博物館記による）、顧氏印譜（即ち集古印譜、明王常編、顧從德校本）序引漢舊儀曰、諸侯王印黄金璽、橐駝鈕、吾子行學古編には漢書諸印大踰寸、惟異其鈕、以別主守之上下。諸侯王印橐駝鈕、列侯龜、將軍虎、蠻夷蛇虬駝兔之屬とあるが、この印は蛇鈕而陰文である。漢尺で殆ど方寸、嚴助所謂陛下以方寸之印丈二之組鎮撫外方、是也である、制作篆法漢世のものなること疑なしと斷じてあつて、この印が金印蛇鈕であることを認めてゐるのは疑ふべくもない。

そこで楊守敬氏もその金印考に於て、

「意ふに當時倭を以て東方の大國とし蠻夷の千百長と同ふせず、故に之を諸侯王に比し、而も其鈕を蛇にせるは、又諸侯王に異なるを示めす也」

と斷言せしむるに至つた。

してみると蛇鈕であつては、金印ではない筈である。金印ならば橐駝鈕であるべきであると楊氏は考へたらしい、處が右に示めす通り、天明七年即金印發見の鈕は蛇鈕だといひ、伴信友の中外經緯傳

所載の圖も同じく蛇鈕となし、楊守敬の所論亦蛇鈕である。さうして、現今黒田侯爵家藏といはるゝ委奴國王金印の蛇鈕なるものは、其後に出土した漢時の蛇鈕なるものに比べてみると、どうも蛇らしいものがなく、獸鈕に類する所が多分に存する、どうやら蛇鈕といつては實を失するらしい。予の不審とする所は更らに愈深まらざるを得ない。宣和集古印史をみると、「親魏倭王」の印文がある。それを見て、伴信友は僞作であるとのべ、明王常の集古印譜即ち顧氏の印譜を見ると、蠻夷邑長印とある中に漢倭奴國王の印を漢青羗邑長、漢夷邑長、漢歸義胡師長の印と共に模し載て皆銅印、蛇鈕、又環類とあるのであるが、これも後漢書によりて僞作りたるもの也と斷じて曰く、

「今顯しく其印に委奴とあるを、倭奴と書き、又質も黄金なるを銅印なりといへるにて其僞作なる事明なり。猶いはゞ皇國人に與へたる印の彼國にあるべき由なし、但し其印を捺て案となしたるが傳はりたらむとも論ふべけれど、さばかりのもの千歳あまりの世々を経たる宋の世まで傳はるべくもあらぬものを。」

と述べてゐる。してみるとこの信友の考は、金印蛇鈕といふ疑問の印璽を見ながら僞作でないとして、古印譜にある倭字は、こちらの委字を誤つて書いたのだとまでのでてゐるのである。或は語るに落つる虚偽でなからうか。

いづれにしても現在この金印は蛇鈕といつても、眞の蛇鈕といふものとはやゝ趣がちがう、京都藤

井善助翁の有鄰館には所謂委奴國王の模刻がある。これは町田久成氏模造三個の中の一であるが、之をみると金印で皆川愿の畫くところに一致する。さうして模刻ならば後世いくらでも出来るといふことを證してゐることを見ると、或はこの金印は、日本の學者が集古印譜をみて蠻夷君長の銅印蛇鈕とあるに憤慨し、最初から伊都國にふさはしい委奴國イダといふ字にするために人偏をわざと略して集古印譜の字によつて作爲したものではなかつたか？ 疑へば疑はしいのはその金質であることとさうしてそれが委字である點である。

唐の顔師古は一千年の昔に委音非也、倭音一戈反倭は倭國であると斷定したのであるから、倭奴とあれば倭ノ奴國と讀む外に道がない。思ふに國初如墨委面として彼に通じたことを知らなかつた學者が、魏略に奴國あるを知り、後漢書の倭奴國を讀み誤つて、わざと委奴に作爲し、之を伊都、又は伊覩に擬したものでらしくあるのはどうであらうか。

稻葉君山氏は考古學第一卷第十二號に於て、漢委奴國王印考を出されて、一、奴國の名稱は漢に知られずといふことをのべてゐられるけれども、後漢書の建武中元二年の文字は魏略の逸文であるが魏志にはのせなかつたものであるといふ内藤博士の論を認むれば、さうしたことは云へない、恐らく倭の奴國は魏略にあつたものである。筆者の見によれば如墨又委面といふ四國九州からの交通の如きは燕代にまで溯りうるのであるから、漢時倭の奴が奉貢したことはありえたことである。

第二に稻葉氏の倭奴は *ya-tu—ya-tu* であつて倭はヤマトの頭音である、故に倭奴はヤマトだといはれる議論にしても、もう一度後漢書を讀めば、さうした暴論は吐けない、後漢書の本文は明に倭奴國奉貢朝賀、倭國之極南界也とさへしるし、同時記録の魏略には倭國の中に明に(奴國)といふのがあり、伊都國には世有王と明記されてゐるのである、さうして次有奴國此女王境界所盡、其南有狗奴國、不屬女王とまでしるされてゐる。勿論魏略の史官もこの奴國を倭國と同一視してゐないで倭の極南界だということわつてゐる、大和朝廷からみて、極西の國である儼縣ナアガタである。その隣國の伊都には、當時王がゐたのである位であるから、奴國にも王と稱するものがゐて、倭國ではなく、倭奴國として奉貢したのでないか。さういふ風に本文が記されてゐるのにも不拘、直ちに倭奴をヤマトと同音である、倭國又は倭面土と同じだといふのは、あまりに飛躍した論理であると信ずる、従つてこゝは三宅博士の説の通り、倭の奴國とよむべきである。「漢倭奴國と讀むは漢制に非ず」(稻葉氏の言)といふは、印章の上の讀法であつて後漢書の批判ではない、印章の上の字は勿論倭奴國など、讀むべきものではないであらうが、倭奴と同一視すべきではない。集古印譜の銅印蛇鈕の漢倭奴國王とあるのはまだしも正確に近い。處がこれを信友の考のやうにかりに之を僞作として倭でないから委であるとなし、之を怡土と讀ましめんとするのは更に誤に誤を重ねることになるのはどうであらうか。

しかし魏志によると奴國よりも伊都國の方が當時非常に勢力があつたらしい、魏の郡使往來、常に

駐する所といつた位であるから、倭の奴よりも伊都の名が彼等に記されねばならないと思ふ。果してさうした片鱗でもないかと訪ねてみると、

北史及び隋書には倭を倭國、倭奴を倭奴國と記すといふ事實がある。

さきにも述べた翰苑の後漢書引用文には倭國を倭國とも記してあるさうであるが、この倭の例は甚だ少いばかりではなく、中華大字典にも無い字であるから、橋本増吉氏の考ふるが如く（日本上古史研究二五頁）簡單に誤たと抹殺してもよいけれども、同様に倭字までも北史又は隋書の誤であるとみることは出来まい。況んや倭と倭と或は其音が後述する通りに似てゐるから、之を用ひたもので、必しも倭の誤でないのかもしれないといふ疑があるに於てをや。

北史には明に倭國傳に耶馬臺^{ヤマト}倭王所都、中略謂之倭奴國と出てゐる。隋書の方は倭字[△]をすべて倭字にかへてゐる。唐代の學者とも云はるゝ魏徵や李延壽の如き人々の編纂になつた、隋書及び北史に至つて、山海經や、漢書地理志以來の倭字を何故に倭にかへたかといふことは正に疑ふべき重要問題ではなからうか。

漢書地理志に出てくる、如墨や委面は遼遠な過去であつたが、やがて後漢の建武中元二年に使をおくつたものは勿論倭ではなかつた、さうしてこの倭は倭字とも誤まられてゐるし、倭字ともかかれてゐたとすれば、或は李延壽などの見た資料には倭奴でなく、倭奴とかいてあつたのではなかつたか。

後漢書には東夷傳建武中元二年倭奴國奉貢とあり、唐類函所引通典にも光武中元二年倭奴國。靜嘉堂の元版通典にも倭奴國奉貢、清版通典に倭國と出てゐるが、近頃出た宋版覆刻（商務印書館影印四部叢刊本）の太平御覽第七百八十二卷には後漢書曰倭在韓南大海中とあるではないか。

故にや舊唐書（晋劉昫等撰、我朝朱雀天皇御在世）になると、漢書以來の倭といふ日本名を忘却してしまつたかのごとく、事新らしく倭國者古倭奴國也去京師一萬四千里としるし、倭奴と見下してヤマトと讀むでゐるらしく、又日本について、日本國者倭之別種以其國在日邊、故以日本爲名也或曰倭國自惡其名不雅、改爲日本。或云日本舊小國併倭國之地、といふやうな文句が突如として現はれるのである。さうして新唐書（其上書嘉祐六年は、我後冷泉天皇の御世）に於ても日本乃小國爲倭所并とも出て、倭と日本とは元來別々のものであつて、日本は倭に合併されたとまで記してゐるのである。日本との交通愈々親密にして、而かも疑はしい報告をのせてゐるのである。

これは實に不可解のことであるが、橋本増吉氏が日本上古史研究（一一二頁）に述べられたやうに、或は日本からの入朝者によつて、昔時部族制封建的の國であつた事情をきき、大和朝廷の外に有力な九州の國の存立をしり、こゝに古傳を破つてかうした文字を出したのである、そこで後漢書初出の倭奴國を倭國也とはしるしたが、それでも劉昫等は氣が咎めたらしい。故に曰く（舊唐書日本國傳に）、

或云日本舊小國併倭國之地。其人入朝者多自矜大不以實對故中國疑焉。

と明記して、倭國傳と日本傳とを別にした位である。つまり舊唐書での倭國者古倭奴國也で即ち九州のことにあたり、日本は倭之別種大和であるとの見解に立つ。

どうしてかうなつたといへば建武中元二年の倭奴國を倭國と同一視することから起つた錯覺でもある。最初から倭奴國とさへ記されてゐたならば恐らくこの誤は無かつたことではないか、漢書地理志の註から考へると、どうしても倭はヤマトである、さうして倭の奴國は倭の極南界也といふ後漢書を信ずれば、倭國と倭奴とは混雜する事は出来ないが、後漢書に或書は倭國と記し、或書は倭奴國などゝ記してゐたので、隋の裴世清の我國に入朝するや、倭に使しながら倭と誤まつたとみえ、

自^{ツクシ}竹斯國（筑紫）以東皆附庸於倭、

といふやうな耳障りな文句をしるすことゝなり、隋書即ち魏徵は倭字をすべて倭字と改めてあやしまなかつた、そこで舊新唐書の著述家たる劉昫や歐陽修の徒等は倭は日本の別であるとか、日本は倭の別であるとか記したが、これ實に倭字と倭字との混雜から生じたものと見てよいであらう。

つまり倭奴といふのが九州にゐて魏の帶方郡治時代非常に勢力があつたので、その力があちらに傳はつて、耶馬臺を倭の別種だと考へる學者が出来たのではなかつたか。宋版太平御覽東夷傳の註に倭今名耶魔推音之訛反と出てゐるのが其證である。然らばこの太平御覽の倭とはどこの事であるか。

倭は古字で今日は使用しない、これ迄の學者はたゞ倭の異文だといふことにして、廣志や通典の倭

字と同様に輕視したのである。けれども隋書は全部倭字を倭字に作してゐる位だから、後漢書のこの倭は日本の何所かをさしたものと認めねばならない。

倭は集韻をみると吐猥切音脛、賄韻弱也とある、さうして脛は同じく、吐猥切音脛賄韻であるから倭はタイ又はツイといふ音である、故に倭奴はタイノ國又はツノクニ、トノクニといふ語の漢譯と見られるのである、四面四面ヨモヨモといつた古い九州は豊、筑、肥、熊の四國であるが、このうち豊國トヨクニといふのがあるから倭奴はトヨノの音譯とも見られないことはない、大分縣に現に米ノ津ヨといふ港がある、トヨノ國の津といふ語で、伊豫にわたる要津である、トヨの國又はヨノといふ風に解して差支がない、けれども、倭奴を豊國とすることはやゝ妥當を缺く、何となれば他に之を傍證する何物もないからである。魏書にはトヨの國といふ名は出ない。しかしこゝに北九州を統轄した伊都國イトクニといふのがある。

廣志には倭國東南陸行五百里、到伊都國イトクニといふ(翰苑)文字がある、これは魏志の末盧國東南陸行五百里至伊都國といふ文句の寫しで、末盧を以て倭國かのやうに記してゐるが、伊都のイは伊勢又は伊豫の伊と同じい發聲である、まさしくは都トの國であるから、倭奴をトノとよめば都の國、即ち伊都となるのである。しかし都トの國クニとは、實は津の國といふ義であらう。

(註) 倭奴はトノでなくてツヌ國とよむ方が正しいのかもしれない。後世大阪は「津の國」と呼ばれる、この時期よりも古く、帶方交通の時代、九州の北部は外國交通上の一大津の國であつた。故に松浦、即ち末盧もマツラの

原義眞津浦^{マツウラ}で、津の國の浦といふにあたる。従つて倭國^{ウツク}はツノクニで當然の文字となる。廣志の多くの誤字と同じくこの字も亦誤り記したと見るのは、どうであらうかと思はれる。

魏志をみると

伊都國官曰爾^{ニキ}支、副曰漑^{シヤ}謨^マ觚^コ柄^ヘ渠^ケ觚^コ、有千餘戶、世有王、皆統屬女王國、郡使往來、常所駐。

(註、柄渠觚はヒホコならん、風土記伊都縣主は日杵^{ヒシ}の裔五十逆手とある)

とある、即ち伊都國は(筑前怡土城)帶方郡使の往來にあたり、常に駐する所であるから、最も親しく彼の國に傳聞されて、ツノクニ、それがやがて全日本だと思はれるに至つて倭奴國倭國と記されたものではなかつたか。

又魏書には自^ニ女王國^ニ以北特置^ニ一大率^ニ、檢^ニ察諸國^ニ諸國畏^ニ禪^ニ之。常治^ニ伊都國^ニ。於^ニ國中^ニ有^レ如^ニ刺史^ニ、王遣^レ使詣^ニ京都帶方郡諸韓國^ニ及郡使^ニ倭國^ニ皆臨津搜露云々

とも出てゐるので當時伊都國の海外交渉上の位置即ち津としての働きがいかに重大であつたかがわかる、自から都國即ち倭奴國といふ名が彼に重んぜられて遂に漢書地理志以來の倭國にかはつたのである。それはカラ(韓)といふ名が唐をも呼ぶにいたつたと同じであるが晋宋の學者達は奴といふ語即ち他國を奴隸視する語があつたのをよいことにして、倭奴といふことにしてしまつた。即ち倭は古倭奴國也とやつてのけたのである。けれども唐代李延壽はそこまで進まないで、倭國を傳しツノクニを倭

國にかへて、倭奴國朝貢と記してゐるのである。

しかしそれでは漢書地理志の倭國とはちがうので、日本國者倭之別種といふことにしたり、日本舊小國、併倭國之地と記して、日本を大和朝廷の國とし倭國を九州と見て辻褃を合はすやうになつたのであるが、もとは倭奴であり倭とも記されたもので別の地方名であつた。そこで妾と妾の別をみると、妾は音吐火切でタであり妾は七接切音跋でセツである、従つて倭にもツの音がある。蓋し倭倭は人に従ふといへども音は妾又は妾であるから、妾はタ行の音となり妾も同様である、*Chie*によると妾は今音タ又は σ であり、妾は邦音 *Sho* であるが、北京音は *Chie* (チエ) である、故に倭奴國はトノクニ又はツノクニで倭國はチエノクニ又はツノクニとよめる、従つて倭も倭も共に誤りではない、北九州の津の國即ち魏略の伊都國の同じ表示であると見られるであらう。

従つてもし金印が送くられたとすれば漢倭奴國王とでもあれば最もよかつたのである。漢倭奴國王とあれば、奴國即ち博多にあたるが、之を委奴國王とよみ怡土に比定せんとするに至つては何だか辻褃が合はぬやうに考へられる。強ひて委奴國を古風にヨノクニと讀んでヨノクニ(豊國)とでも解されるならばと考へてみるけれども、それはあまりに牽強にすぎらであらう。

そこで集古印譜に銅印とある處の漢倭奴國王といふは、實は正しく或る後漢書の一記事に該當するものである。勿論委奴國ではなかつたものだと信ずる、さうしてもしも、これが魏略時代の怡土國で

あるならば、倭奴國と記されてゐた筈であると考定する。魏志によると、この金印をうけた倭の奴國は當時二萬餘戸の大國であつた、西紀二百年代よりも百五十年以前、建武中元二年（西紀五七）頃既に倭國での要津であつて、伊都國と同じく世世王がゐたのであらう、同じ魏志によると奴國は此女王境界所盡、其南有^ク狗^ヌ奴國とあり、男子爲^ク王其官有^ク狗^ク古^チ智^ヒ卑^コ狗不^レ屬^ク女王とある、クヌ國は多くの學者の云ふやうに九州南部の熊襲であつて、球磨郡や阿蘇郡に據り久しく王師に抗した（内藤博士は狗奴を菊地郡城野郷に比定された）ものとすれば、自から女王の境界の盡くる所となり、後漢書の倭之極南界也といふ記事にも合するであらう。さうして漢時に奉貢した奴國は倭の奴國として先方に通じたもので、魏志によると伊都は千餘戸であるのに、奴國は二萬餘戸の大國であるから、光武も之に印綬を送つたであらうと考へられるが、果して然らば、其文は「漢奴國王印」とでも書かれたことであらうと信ずる、倭奴國であれば、北九州の津の國となるのである。

之を要するに伴信友等の考證した、天明四年初見の金印蛇鈕の委奴國王は委字であるから疑はしい、又事實現在のものは眞の蛇鈕とは見られないで、王侯に贈くるにふさはしい金印である。もしこれを倭王に贈くつたものだとすれば、大和朝廷への献上だから「漢倭國王」とあるべきでその國の極南界たる奴國の奴字が記されるといふ理由はない、それは稻葉氏も漢委奴國などいふことは漢制でないといはれるので明である。

しかし後漢書の倭奴國は誤りで、隋書や北史の學者の認めた倭奴國への贈りものであつたとすれば倭國又は倭面土との混雜は解決される、従つて文は漢倭奴國王と記されてゐた筈である、いづれにしても集古印譜の銅印蛇鈕漢倭奴國王といふのはまたしも眞實の印綬に近い感がするけれども、倭字でない以上、古人の僞作であることは疑ふべくもないと共に、漢委奴國王も亦金印蛇鈕である限り、好事家の作爲であると考へられるのはどうであらうか。

第二に倭奴又は伊都國は帶方郡治時代に九州では非常に有力であつて、奴國などをも檢察してゐた。其時代の交通によつて倭國の名高く後漢書に既に倭を倭と書くやうにもなつたかと考へられるのである。この點識者の教示を仰ぐ要點である。

猶宋刊影印太平御覽、四夷部東夷の中の後漢書所引の倭國及び南史所引の倭國については更に論述するの機會を得たい。(昭和十一年六月稿)